

第1252回 高知市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開催日 令和3年6月30日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第28号 高知みらい科学館協議会委員の委嘱等について

日程第3 市教委第29号 高知市社会教育委員の委嘱等について

日程第4 市教委第30号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

日程第5 市教委第31号 令和3年度教育委員会事務の点検・評価について

日程第6 市教委第32号 第2期オーテピア高知図書館サービス計画(案)について

報告 ○第484回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和3年6月市議会個人質問概要について(教育委員会関係)

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	図書館・科学館担当参事	森 岡 眞 秋
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	学校教育課副参事	竹 内 清 貴
	学校環境整備課長	高 橋 直 人
	学校環境整備課G I G Aスクール統括監	市 原 俊 和
	人権・こども支援課長	西 田 尚 弘
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	文化振興課長	藤 原 美 穂
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和3年6月30日（水） 午後3時～午後5時10分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

山本教育長

ただいまから第1252回高知市教育委員会6月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、よろしくお願いいたします。

野並委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第28号「高知みらい科学館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館担当参事

資料の2ページ、市教委第28号「高知みらい科学館協議会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

今回の委嘱は、任期中の委員から辞退の申し出があり、委員を交代することに伴うものです。

3ページをご覧ください。高知みらい科学館協議会委員である南国市立十市小学校の猪原靖校長が高知県科学教育研究会の会長を交代されたことに伴いまして、後任の会長となりました高知市長浜小学校の宮地秀徳校長に、そして、高知県立高知西高等学校の竹村謙校長が高知県高等学校教育研究会理科部会の会長を交代されることに伴いまして、後任の会長となりました高知県立安芸高等学校の長岡辰治校長に、それぞれ科学館協議会の委員を委嘱するものです。任期は辞令の交付の日から前任者の残留期間になります、令和4年6月30日の予定となっております。なお、新しい委員の二人を含めたみらい科学館協議会の名簿は4ページにあります。

高知みらい科学館協議会は高知みらい科学館条例第12条に基づき設置され、科学館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対しご意見をいただく機関となっております。なお、10名のうち2名が女性なので、女性委員の比率は20パーセントとなっております。以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

女性委員の数が2名ということは承知しました。参考までにもし分かればですが、学校の方で組まれている理科部会があると思います。高等学校や中学校、小学校など、理科の教員などは女性の比率がやはり少ないのでしょうか。その辺りが分かれば教えてください。

図書館・科学館担当参事

ちょっとそこところは分かりかねます。ただ、今、科学館の方に来ております指導主事にも女性の先生がおられますので、全くいないということはないと思います。

西森委員

昔から何となく理数系に男性が固まるというか、そういう傾向というのはどうしても本市でもあるということですね。分かりました。

溝渕教育次長

一般的に言われるように、比率で言うと男性が多いです。

西森委員

どうすればいいのかちょっとよく分からないですけども、要するに人間の脳ですごく究極的に上のクラスでなければそれほど差はないのではないかと考えていて、何かやはりジェンダー的なある種偏見というか、男性は理系、女性は文系というようなことがあるのだろうかという感じをどうしても感じているところですが、学校現場ではそういうことはなく、子供たちに平等に機会を与えて教育していると思いますので、今後もそれを進めていただくしかないだろうと考えております。よろしくをお願いします。

溝渕教育次長

ありがとうございます。

森田委員

こちらに関して異論は全くありません。ありがとうございます。

これを拝見していると、先ほどの西森委員のご意見もいただく中で、もしかすると幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校という段階的な方でいろいろ関わっていただく、ここは高校、大学、小学校等がありますが、幼稚園や保育園など、そういう方のご選出などもあって良いのではないかという気もしましたが、小学校はこのぐらいでというのは決まっているのでしょうか。今後の話です。

図書館・科学館担当参事

ご意見ありがとうございます。みらい科学館協議会委員10名の今のところの振り分けにつきましては、学校教育関係者3名、それから学識経験者2名、科学館の運営に関わる方が2名、ミュージアム関係者が1名、地域の商店街の方が1名、一般利用者が1名という構成になっておりますが、学校が3名ですので、そういった意味で言うと小中高というところになるのではないかと思います。今回は理科部会の基本的に充て職ではないですけども、後任者がという形になっている状況です。

森田委員

小さいときから通ってもらうため、幼稚園、保育園の子供たちの感性や興味のあることなどという方のご発言もあるとより良くなるのではないかという気もいたしました。ありがとうございます。

山本教育長

次回、選定のときに、今ちょうど小学校2人というような形になっていきますので、そこも含めて検討はさせてもらいたいと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第28号「高知みらい科学館協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第28号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第29号「高知市社会教育委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

文化振興課長

資料の5ページをご覧ください。市教委第29号「高知市社会教育委員の委嘱等について」ご説明をいたします。

本市では社会教育法第15条第1項の規定によりまして、社会教育委員を設置しております。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から構成をされておまして、任期は2年間となっております。この度、現在の委員さんの任期が7月6日をもって満了を迎えますことから、令和3年7月7日からの社会教育委員の委嘱についてお話するものです。

資料の6ページをご覧ください。今回、社会教育委員をお願いしようとする方々の名簿となっております。現在は19名の委員の方に就任していただいております。今回、委員として委嘱を予定している方、19名のうち12名の方が再任、7名の方が新たにお問い合わせの方となっております。任期は令和3年7月7日から令和5年7月6日までの2年間、委員における女性委員の比率は52.6パーセントです。

では、新任の委員の方のご説明をいたします。4番目の梶原将一様ですが、高知市立小中義務教育特別支援学校長会からの推薦となります。7番の川村和夫様ですが、高知春野文化協会会長で、春野地区からの選任となっております。10番の沢田万亀様ですが、高知新聞社の人事異動による交代となっております。11番の神木肇様は高知市公民館連絡協議会からのご推薦です。13番、谷相信敏様は高知市小中学校PTA連合会からのご推薦でして、連合会の役員交代による委員の交代です。16番の藤田清美様は高知市子ども会連合会からのご推薦です。19番の和田敦子様は株式会社テレビ高知からのご推薦でして、人事異動による交代です。

社会教育委員会議は年に2回開催しております、今回のこの19名の委員の皆様には、それぞれのお立場から高知市の社会教育に対してご助言やご意見をいただくこととなります。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

一つ教えていただけたらと思います。前もそうでしたでしょうか。この中の構成の中で、メディアの側から来てくださっている方が多いですが、発信する方としてのお立場というか、役割があるのでしょいか。

文化振興課長

もちろん高知市の社会教育の取組であったり、社会教育施設の情報発信なども委員さんにはご期待するところもありますけれども、それ以外にも、例えば地元のメディアが中心に入っていますが、取材などを通じて地域の文化活動などについても情報を多数お持ちであるというようなこともありまして、そういった立場からのご意見もいただけることと思いますし、メディアでいろいろな教育講座なども放送や映像などでされたりもしていますので、社会教育とは切っても切れない関係ということで入っていただいております。

森田委員

分かりました。ありがとうございます。ここで意見をいただいて、今見えているものを、メディアリテラシーといいますか、今のメディアを子供たちがどう読み解くかということも要ると思いますけど、メディア自体が今の教育の問題をどう切り取って子供たちにどう伝えていくかとか、そういう役割も必要ではないかと思いました。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号「高知市社会教育委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第29号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第30号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

資料7ページ、日程第4 市教委第30号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

個人情報の保護については、高知市個人情報保護条例施行規則の第7条第1項で、個人情報保護管理責任者が定められておりまして、これまでは吉岡副市長と規定されておりましたが、令和2年4月に中澤副市長に改正されておりましたことから、今回の教育委員会規則についても改正するものです。

9ページの新旧対照表をご覧ください。教育委員会が所管する個人情報の保護については、市の規則の例によることとしておりまして、管理責任者を教育長とするという規定がされているものですので、市規則の「吉岡副市長とあるのは教育長とする」というところを、「中澤副市長とあるのは教育長とする」と改正するものです。

説明は以上ですが、実はこの規則は本来なら令和2年4月に改正すべきところ、こちらの事務処理のミスによりこの時点での審議ということになり、誠に申し訳ございませんでした。

山本教育長

本来であれば市と連動して変えておくべきところが今回の提案という形になりまして、そこは誠に申し訳ございませんでした。ただ、ここについては形式をしっかりと市に合わせておく必要がありますので、ご審議の方をお願いいたします。

西森委員

個人名が入っていることに結構びっくりしていますが、これは「事務担当何とか副市長」とか、「何とかを所管する副市長」というのが一般的な規定であれば、どなた様になっても問題ないだろうと思いますけど、多分そうになっていなくて、もしかして副市長さんの分掌などがその都度ですので、このように人が替わる度に人で特定しなければならないという規則制定にそもそもなっているのだろうかということが1点と、結構そういう個人の名前とか名字で特定されているような規則はありますか。初めて見るように思います。

教育政策課長

原則というか基本的には、副市長の事務分掌を定める規則というものがありますので、例えばそこで総務部はこちらの副市長とか、財務部はこちらの副市長であると決まっていますのでけれども、こういう単発で出ていくものについては、個人名とか名字が入った副市長とするというのものも、いくつかはあります。

西森委員

今回、事務がもれたということよりは、むしろそういう定めになっていて、事務が煩雑になっていることの方が若干気になるところもあるので、もしどうしようもないことであればいいですが、法務部さんの方でも少し検討されてもいいのではないかと思います。

山本教育長

副市長の人事が行われる度に所管の部署が協議されますので、これまでは大体固定をしていましたけど、昨年7月に副市長が替わったときに大幅に組み替えをしたというところもありまして、ただ、ご指摘いただいたような形で総務部担当の副市長という規定にしておけば問題なかったですが。

谷委員

私もそう思いました。例えば次長であれば教育担当や事務担当とできますけど、副市長の二人というのは、誰が何をというのは、やっぱりおいでたときにある程度分けなければいけないというのがありますよね。

山本教育長

二人が揃った段階で、市長の方でそれぞれの二人の職務経験など、そういうことを見ながら担任部署は変えていきますので、そのときに総務部担当副市長という書き方をしている、当然そこは支障ないです。

谷委員

私も個人名を入れる必要がないような気がします。個人名を入れていると後々頻繁に修正しなければいけませんので、大変だろうと思います。

山本教育長

これについてはまた市長部局の法制担当にも話をさせていただきます。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第30号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第31号「令和3年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

「令和3年度教育委員会事務の点検・評価について」ご説明いたします。別途配付しております資料をご覧ください。

上から順番に、1はこの制度の経過です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条には「教育委員会の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成、議会に提出し、公表しなければならない」と規定されておりまして、同じ条項第2項では、「点検・評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ること」となっております。この法律は、平成20年4月から施行されておりまして、本市でも平成20年度以降毎年実施をしており、今年で14回目となります。過去の対象事業については、(2)から裏面の(7)に記載しておりますのでご覧ください。

本年度の対象事業につきましては、「2 令和3年度の取組」に記載してありますとおり、昨年
に引き続き、GIGA、不登校対策、学力向上対策の三つの事業としております。

次に、3の今後のスケジュールについてです。今回、6月の定例教育委員会で対象事業の決定を
いただきますと、以降、関係各課で一次評価を行いまして、9月の定例教育委員会で報告をいたし
ます。その後、10月に点検評価委員さんから意見をいただきまして、11月の下旬、最終点検・評価
報告書案を教育委員会に提出、それを承認いただきましたら、12月の議会に報告、その後公表とい
う予定となっております。

資料の説明は以上ですが、本年度の対象の事業三つについてご説明させていただきます。

まず、「GIGAスクール構想実現事業」につきましては、昨年度、一人1台のタブレットや高
速大容量通信ネットワーク等の各学校内のICT環境を整備いたしました。今後は、ハードからソ
フトへ、新しいフェーズの方に移行をしております。ICTを効果的に活用した「新たな学びの
スタイル」を推進するためには、個別最適な学びや協働的な学びなど、主体的・対話的で深い学び
につながる授業が必要であると同時に、教員のICT活用指導力の向上が不可欠となってきます。
昨年度、高知市立学校ICT活用推進協議会を設置して、ICTを活用した様々な事例や情報発信、
研修等を実施し、取組を進めてきました。今年度につきましても、推進協議会でウェブサイトを開
設し、事例動画や解説動画を公開するとともに、校長会等においても積極的に事例紹介を行って
いきます。また、教育研究所と連携しながら、年10回程度の情報教育研修会を開催し、情報教育学校
支援アドバイザーが中心となって各学校を訪問したりなどして、校長と協議を行うなど、ICTの
活用推進に取り組んでまいります。また、研究校を指定して、先導的な実践を全市的に広げる取組
を進めていくように計画をするなど、GIGAスクール構想をより一層推進してまいりたいと考
えています。

次に「不登校対策」についてです。昨年度の小・中・義務教育学校の不登校児童生徒は、人数、
出現率ともに令和元年度を上回り、直近の5年間では最も高い数値となっております。教育委員会
では、令和元年10月に文科省から発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」とい
う通知に沿って、「不登校を生じさせない学級・学校づくり」に向けて、未然防止の取組、また、登
校が不安定な児童生徒には早期発見、早期対応の取組、既に不登校状態になっている児童生徒には、
進路保障のための自立に向けた取組の強化と充実を図っています。また、文科省の通知には「不登
校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」というものがあり、不登校状態の子供たちに対する学
校内外の相談支援体制の強化が求められておりますので、今回の点検評価項目を「不登校対策の充
実」の特に、不登校状態の児童生徒に対する進路保障のための自立に向けた取組ということにして、
教育支援センターみらいの相談、支援体制の強化の取組と、校内型適応指導教室研究実践モデル校
である城北中学校の取組、さらに本年度、不登校支援推進プロジェクト事業指定校であります城東
中学校の取組を推進するとともに、それぞれが連携した、校内における支援体制の充実に向けた実
践研究を推進していきます。

最後、三つ目が「学力向上対策」です。昨年度までの学力向上アクティブプランの取組を総括し、
本年度から新たに4年間の「第Ⅱ期学力向上アクティブプラン」の取組を進めているところです。
昨年度は、コロナの影響で中止となりました全国学力・学習状況調査に替えて、高知県学力定着状
況調査を成果指標としました。県版調査では、小学校は全国レベルを維持、中学校は目標の全国値
には至ってはいないものの、その差は大きく縮めている状況です。本年度、学力向上推進室の取組、
支援を一層充実させ、若年教員の育成をはじめとした「学校における人材育成」と、学習指導要領
に示される「資質・能力を育成する授業づくりの推進」、この二つを中心に、組織的な授業改善体
制の構築に向け、学校経営と授業改善の両面から指導、支援を推進していきます。学力向上推進室
では、コロナが児童生徒の学力や学習習慣の定着に影響を及ぼすことがないように、より丁寧な支
援、また、中学校の学習指導要領の全面実施を受け、各学校の実態に応じた学力向上の取組への支

援、ICTを効果的に活用した授業づくりの取組への支援などを具体的に行ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

山本教育長

テーマで言いますと昨年と同じ形になっておりますが、どういうテーマにするか悩んだ中、やはり多額の予算を入れたGIGAスクールはしっかり高知市の中で活用していく、子供たちのための活動というしっかりした取組をする必要があるので、やはりこれは外すことができないということで選定させていただきました。

それと、不登校ですけれども、先ほど説明があったように、高知市の不登校の出現率は全国と比べても高い状況にあり、今年度、報告を受ける中でも、学期初めの登校の状態を見ると、少し不安定な子供さんが増えているというような話もあります。やはりコロナの影響で学校を休校にした影響などもあると思いますし、学校の中で3密を避けるということで、これまでと違う対応を子供たちにさせているということもありまして、何らかのストレスということも考えられるため、ここは外すことができないということで選定させていただきました。

それと、学力向上対策については、やはり県の支援を受け学力向上推進室を設置して、子供たちのためにという取組を進めておりますので、これについては一定県レベルになるまでは、対応は必要だろうということで選定をさせていただいております。

何かまたご意見等あればお願いしたいと思います。

谷委員

今、教育長からご説明がありました。先ほどの課長の説明も非常に分かりやすく、なぜこの三つにしているのかよく分かりました。この三つについて異存は全くありません。

この令和2年と令和3年の順位が違ってきます。令和3年にICTの方をトップに持ってきたということは、これをものすごくやりますというような意味なのか、ですが不登校も大事、学力も大事とも思うので、令和3年にトップに持ってきたというその辺りは、どのようなことですか。

教育政策課長

まず、昨年のGIGAですが、主に施設整備のことがメインでした。先ほど教育長が言われたように、予算が付けばできるという、そこを目指していく、それに加え、推進協議会というところも立ち上げて、これからやっていきますというような説明だったと思います。今後は、施設整備が一定終わりましたので、ソフト面といいますか、事業の中身になっていきますので、重要な位置を占めているというところで、GIGAの方をトップに持ってきて、予算もたくさん付いて整備をしましたので、それに見合ったものを作り上げていくというような意味合いで持ってきたということです。

谷委員

分かりました。要するに器ができるというのが昨年度であり、そこに魂を入れるというか、課長もおっしゃったように一番大事な、それをどう使って授業に、それが重要で、それが子供たちのためになる方法はどんなものがあるかなど、そういうことも研究していくのですね。とても大事だと思います。

山本教育長

このGIGAスクール構想、実は4月から4年生以上のタブレットが入っていましたので、ただ、こちらの方としては1年生まで揃うのと、それからインターネットの接続環境が8月末まで工事を行いますので、本格的には9月からということで、余り学校に対してアプローチをしていなかったということもあります。そうすると4月、5月で学校間の取組に非常に差ができて、6月の校長会で学校名を出しませんでしたが、ログイン回数というものを配りました。それを見た先生方が非常にショックを受けて、GIGAスクールの推進課の方に「どうしたらいいでしょうか」というような相談も出てきていますので、実践に任せておいてはいけないところもあるのではないかと

うところがありました。当然、専任の職員も配置し、高知商業の元校長先生に教育研究所の方へ来ていただいて、管理職の先生方に、学校の中でタブレットを使った教育を進めるためにはこのようにやればいいですという形のサポートをする体制も取りましたので、そこはしっかり研修をしていて、使ってもらいたいという思いで1番へ持ってきたというのがあります。

西森委員

私も三つ、非常に時期に適した選択だと思いますけど、このGIGAスクール構想の中には、結局この不登校対策や学力向上というものは、全部恐らく一体で入り込んでいるものです。技術的に確立すると言いますが、目標はもちろん学力向上になりますし、不登校対策も多分視野に入っているというか、どうでしたか、ここは視野に入っているというより、明確にGIGAスクール構想の中に様々な場で学びを保障するというか、そういう意味では不登校対策も組み込まれているということでしょうか。

岩原教育次長

GIGAスクール構想では個別最適化ということを言われますけれども、特に不登校に対しては、学習の支援の仕方が通常とは違う形の個々に基づいた対応が必要になる、そのような形が求められていると思います。そういった個人に合わせた内容の学習を、それぞれ先生が見ながらやっていくというところ、GIGAを使った学習の仕方、個人ごとでの進捗を管理しながらやっていくというところに非常に長けたツールもありますので、そういった使い方も主体として、どのように組み立てていくかということも非常に大事になります。不登校、そして同じく学力向上に向けた取組としても、やはり個別最適化のやり方が差を出すということではないですけども、進んで予習をしたい部分を、できるような体制になったりなど、いろんなやり方を考えていっているところです。そういうことも対応できるツールになっていると考えています。

西森委員

分かりました。この後、いろいろ文書の作成に入っていかれると思いますけど、すみません、見る前から言うのもなんですが、多分①番には②と③に対しての視野というか、ということも言及は入ってくるのだろうと、②に関しては、それとはまた別のアプローチで「教育支援センターみらい」の取組の強化など、そういったGIGAスクール構想とは別の分野でという言い方をすると少し語弊があるかもしれませんが、そこに特化して、学力向上対策も先生のための先生というような、学力向上推進室の取組として出てきて、恐らく①番の中に②番、③番も多少言及される形で整理されていかないと、何でこれはこちらにあるのですかということになるのではないかと、何となく前倒しで予想したものですから、整備としたら恐らくそういう形になるのでしょうか。

山本教育長

今の実態で言いますと、この②番の不登校の中で言うと、校内型適応指導教室の取組の中で、教室へ入れない子供のために、教室にカメラを置いて、それを別の教室でタブレットで子供が見ながら、先生の授業を別の場所で受けるなど、そういった取組、学校の中でタブレットを使ってということも行われています。それと、現実的にはまだ結びついてないですが、不登校の子供さんにタブレットを貸し出しして、そこの中に授業動画などを入れて、学校に来れない子供さんに実際の先生の授業を見てもらうというようなことも、今後提案していきたいと思っていますし、学力向上対策でいくと、後でまた議会の予算の説明をしますけど、デジタルドリルを1,300万円の予算で、今年の9月から令和5年の4月いっぱいまで学校で使えるように予算化をしました。そのドリルというのは、デジタルで手書きなどしながらドリルをしていく、そうすると自動的にドリルが採点してくれて、それで全部できていけば次のステップへ進みませんかというようにドリルが勧めてくれる。正答率が低ければ、もう少しこちらで見直しをしませんかというような提案をしてくれるというようなツールですので、そういうものを使うことにより、それぞれの子供の定着状況に応じて学力向上もできるだろうと思っていますので、当然①番と②番、③番を包括した形で進めていくというこ

とはおっしゃっていただいたとおりですが、そこも含めて、今回の点検評価の中では、どうしても複合的になってきてしまうところもあるのかもしれませんが、そういうような形の評価をしていただければと思います。

西森委員

そうするとこれは起案の順番は①からでないで、多分②番と③番を先にやった後で「ところでGIGAスクールが」とやると難しく、①番で全部網羅的に出しておいてから②番、③番になるのだろうと、今何となく想像しました。今、教育長さんも言われましたが、多分重複する部分が出てくる可能性があるのでは、よろしくお願いします。

谷委員

GIGAスクールの取組そのもの全体に不登校も学力も入ってしまうというよりも、不登校対策の中に情報を使ったものが出席扱いになったり、いろいろそういう活用をすることにより、不登校の子供を助けることができる、いろいろな支援をすることができる、そういう活用ができるので、そこは多分に不登校対策の中のGIGAスクールが絡んでいるというところがあります。ほかにもあると思います。学力にしても、そういうこのICTを使うことにより、これまでのより良い授業というもの、それをICTと合体させることにより、よりバージョンアップさせるというところがありますので、そういった意味でGIGAスクール構想が絡んでいくといえれば絡んでいくとは思いますが、学力向上対策は先ほどおっしゃったように、学校経営と授業改善を柱に行うということなので、私はこの二つがすごく大事だと思います。ですので、これを全面的に推し進めていく。この中に情報の活用というのも入っていくということはあると思いますが、そういう感じですか。ですので、①、②、③と置くことはいいと思います。

森田委員

今、委員の方々のご意見を聞いて思ったことが、①で、学力も含めてですが、どこがAIに任せてもいいところなのか、逆にどこが友達でないといけないとか、どこが先生の見守りや、先生の文字ではないといけないとか、先生の息がかかると言うのが変ですが、優しい声が要るとか、AIに任せられるところと、やっぱりAIだけでは駄目なところと、考える契機になるのではないのでしょうか。今までも全部先生が、全部ということもやっていたけれども、全部ではないのかもしれないとか、使えるものは使っていく、新しい学習を考えていくとか、新しい学級経営も考えていくとか、そういうことなのだろうかと思いました。

山本教育長

先生方が、例えばドリルであれば採点をして、採点する中でこの子の強み弱みというのを感覚的に掴んでいたものが、デジタル化することにより採点も含めて、そして、デジタルは分析をしてくれますので、この子の弱いのはここですというのも、先生方には結果として提示されますので、先生方のその手間は省ける形になります。先生方がそれを使うことで、子供たちに対応する時間を生み出すことができるのではないかと考えていますので、そういうことを使いながら、働き方改革を進めながら、子供と接する時間というのは、その中で生み出して確保してもらいたいと思っています。あと、このタブレットを入れたことで、新聞報道もされましたけど、城西中学校はタブレットを使って生徒会の総会を教室で配信して、コロナ禍で全員集まることなく、生徒会総会を行ったという、いろんな学校の工夫も見えてきていますので、多分こちらが想定していない使い方、学校現場でいろんなことが、逆に我々が教わることもあるのではないかと考えています。そういう新しい取組も全ての学校で共有することにより、高知市内のデジタルの使い方というのは、学校現場と一緒に教育委員会の方も勉強していく、私たちも実際やったわけではないので、どういうことができるのか分からないところがあります。

商業高校へ行って、ロイノートで生徒が発表をしてということも話は聞きましたけど、なかなかイメージしづらいところがありまして、ただ、これまでなかなか手を挙げて発言できなかった人

が、自分のタブレットの中へ書くことにより、それを先生が見る。場合によってはそれを電子黒板に写すことにより、これまで発表していなかった子供さんの意見が出てきたり、いろんな効果が期待できるのではないかと思いますので、学校現場と一緒に教育委員会も勉強していきながら、高知市の子供たちのために、高知市方式のデータ活用ということを考えていきたいですし、当然先進的な高知市外、県外の取組も含め、協議会の中でいろんな紹介もしてもらおうようにしていますので、そういうものも先生方に広めていきたいと思っています。それは本当にいろんな想像していないような取組が出てくるのではないかと思います。そこはいいところは全部取り入れてもらえればと思っていますし、実際は校長先生方、GIGAスクールをネットで検索するだけで本当にいろんな情報が、全国的な取組が見えますので、その中で実際取組を始めている学校もありますので、その中で一緒に使い方を勉強していききたいと思っています。

谷委員

城西中学校はすごく面白いと思って私も見ました。マスコミにも出ていました。城東中も出ていましたね。

山本教育長

城東中は日曜日の朝、県の広報番組の中で出ました。

谷委員

中学校がそうやって頑張るといことはすごく大事だと思います。

山本教育長

多分このGIGAスクールの成果は、議会の方からも質問が多く出てくると思っています。今日も文科次官の方が会見していましたが、4年～5年後には多分このタブレットの買い替えが始まるということで、そのときに成果を上げていなければ買い替え予算なども付くわけがないので、やはり、しっかり学校の中になくしてはならないものまでしておく必要があると思いますので、これもしっかり取組をしていかなければいけない。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第31号「令和3年度教育委員会事務の点検・評価について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第31号は、原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第32号「第2期オーテピア高知図書館サービス計画（案）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館担当参事

資料は11ページですが、説明の方は別添の概要の方で説明させていただきます。

今回の計画はオーテピア開館前に策定しました、平成29年から本年度までを期間といたしました第1期計画に引き続き策定するもので、来年度から令和8年度までの5か年を期間としております。

まず、左上の「1期計画の評価」です。オーテピアになる前の平成26年度の県立図書館・市民図書館の合算数値で、年間個人貸出点数が519,892点、年間レファレンス件数が23,989件、県民一人当たりの貸出点数が年間3.7点でした。入館者数が620,158人でした。それが令和2年度には個人貸出点数が1,018,409点、年間レファレンス件数が26,530件、県民一人当たりの貸出点数が年間4.4点、

入館者数が707,197名となりました。第1期計画での目標値は令和3年度の達成目標で、年間個人貸出点数は110万点、年間レファレンス件数は3万件、県民一人当たりの貸出点数は年4.2点、入館者数は100万人でしたが、令和2年度の数値はコロナによる影響で、昨年4月、5月の約1か月の休館や各室の利用人数制限、ソーシャルディスタンスを取るため閲覧席の半減などが影響しております。ちなみに令和元年度の数値で申し上げますと、年間貸出点数は1,064,469点、年間レファレンス件数は37,914件、入館者数は1,028,441名でした。このため、矢印はあくまでも旧図書館との比較のイメージでご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、上段真ん中の「検証と課題の抽出」です。

昨年秋に行いました、利用者や関係団体、学校、他の市町村の図書館、行政職員のアンケートの結果から見えてきた主な課題は、オーテピアに行けば資料があるという品揃えを維持してもらいたいという期待、レファレンスやバリアフリー等のサービスの認知の不足です。

昨年冬に行いました、商工・農林水産、健康・福祉、防災等の分野の団体との意見交換会から見えてきた課題は、ニーズに即した資料、情報提供の強化や図書館と連携した取組への期待です。具体例といたしましては、「見える生の情報が欲しい、課題自体を認識していないものに気付きの形での支援や顔の見える関係性の強化、継続、若い世代への更なるアピールをしてもらいたいということです。そして、全国データによる分析からは、県民一人当たりの貸出数が全国の平均以下で、高知市以外の市町村の県立図書館への依存度が高いこと、そして、SDGsやICT等の社会情勢の変化や、国の施策や対応が課題となっております。これらを受けまして、2期計画では解決すべき課題といたしまして、サービス認知度の向上、利用促進、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナなどの社会情勢の変化や地域課題への対応、また、デジタル化進展への対応として、リアルな図書館だけではなく、バーチャルな図書館がますます求められるため、ハイブリッドな図書館を目指すこと、デジタル化に対応したICTやAI技術を活用したサービスの提供などです。また、関係機関との連携強化による図書館と各種団体双方の機能の向上、区市図書館の独立した機能の向上として、市としましては学校図書館の利用促進、それは司書向上の支援や、学校のニーズに応じた資料提供強化を目指します。

続いて、下の欄の左側をご覧ください。これらの課題を受けまして、第2期の計画では、基本理念や基本方針は1期計画を継承し、必要な数値はそれぞれ右の「2期サービス指標」に書いていますが、個人貸出点数を110万点から115万点に、レファレンス件数を3万件から31,000件に、県民一人当たりの貸出点数を令和元年度の全国平均の5.13点を上回る5.2点に引き上げております。これは地域全体の人口減やデジタル化の進展なども加味した上で、達成できるであろうと想定している数値です。年間の来館者数は、ポスト・コロナを踏まえまして現状維持としております。取組で強化・充実させるポイントの主な物といたしましては、基本的サービスの充実、地域を支える情報機能、課題解決支援機能の充実、利用者に応じた対象別の図書館サービスの充実、連携・支援及び図書館の活用・強化を挙げており、これらを支えるサービスの体制といたしまして、サービス提供の基盤となる資料、情報の充実と司書の専門性の向上、サービスの普及・啓発、ボランティアや民間等との連携・協働、事業継続計画の策定を挙げております。

また、強化・充実させるポイントを具体計画や事例として、次の参考資料に掲載しております。

2枚目をご覧ください。基本的サービスの充実のポイントといたしましては、コロナ対策やデジタル化進展に対して、電子図書館等の非来館型サービスの拡充、漫画やYouTubeなどの動画を活用した、多様な広報手段によるレファレンス・サービスのPR、司書の専門性をいかした図書館活用講座の開催、体系的な情報リテラシーの向上支援プログラムの提供です。具体的な施策の概要といたしましては、一般図書、年間出版点数の5割以上を目指して収集、雑誌・新聞の2,000タイトル以上を収集、今現在、電子書籍につきましては約3,500種ほどありますが、これらの充実、

多様なレファレンス・サービスの実施。また、情報リテラシーの向上支援に関しましては、年代や対象に応じた図書館活用講座の開催、パスファインダーなどの作成などとなっております。

二つ目、「地域を支える情報拠点機能・課題解決支援機能の充実」につきましては、ポスト・コロナを踏まえまして、転職や転業、資格取得等の資料、情報提供の強化、他機関との連携による移住者の希望を対象とした情報発信、専門機関と連携強化によるサービス拡充と社会的課題についての啓発、庁内職員対象の図書館活用講座の実施による検索技術の向上、関係機関との情報共有による高知県関係資料の散逸の防止をポイントとしております。具体的な施策としましては、ビジネス支援では、観光や移住、アフターコロナでニーズが高まる起業や転職、資格取得等の資料・情報を重点的に収集・提供いたします。図書館で得た情報がビジネスに役立った事例を様々な媒体でPRをいたします。二つ目、健康・安心・防災情報サービスではアルコール依存症やひきこもりなどの社会的な課題に対応した資料の収集・提供、他機関と連携し、がんやひきこもり、防災などの社会的課題を理解し、県民・市民の抱える課題への解決につながるイベントや相談の開催。三つ目の行政支援サービスでは、行政職員に向け情報を探す方法、情報の信頼を確かめる方法などを習得するための図書館活用講座の開催、図書館の活用に向けた提案やサービスの周知を積極的に実施します。これにつきましては、専門のアウトリーチ・サービス担当が外向いて行うようにしています。四つ目、高知県関係資料の収集・保存・提供につきましては、関係機関との情報共有や収集の分担・調整によりまして、高知県にとって必要な資料の散逸を防止いたします。貴重資料等をデジタル化してウェブサイトで公開し、利用機会の拡大・原資料の保護を挙げております。

三つ目の「利用者に応じた対象別の図書館サービスの充実」では、子育て応援コーナーでの情報提供の強化、専門機関との連携による不登校生徒等を対象とした学習機会の提供、やさしい日本語等による在留外国人への情報提供のサポート、これは先ほど皆様の方にお配りいたしました、それがベトナム語での新しい図書館のリーフレットです。知的障がい者等を対象といたしましたやさしい読み上げサービスの検討、関係団体等の訪問による障害のある利用者へのサービスの周知をポイントとし、具体的には、児童サービスでは情報リテラシー学習機会の提供や、子育て支援に関係する資料・情報への案内、ティーンズ・サービスでは中高生の世代と協働して、読書推進活動を実施するために「オーテピア・ティーンズ部」を募集します。専門機関との連携による不登校の様々な事情を抱えるティーンズへの学びの機会の提供を考えております。また、多文化サービスでは、言葉による情報格差に配慮し、外国語ややさしい日本語を使った利用案内の作成・提供、役立つ情報を集めたパスファインダー、リンク集の提供や、やさしい日本語を使った館内ツアーによる情報活用のサポートを考えております。図書館利用に障害のある人へのサービスにつきましては、知的障がい者等を対象といたしました、資料を分かりやすく読み伝えるサービスの検討、手紙などにつきましては、例えば声と点字の図書館が生活面の支援で実施をしておりますけれども、図書館は書紙の読み下しを検討いたします。また、学校、施設、関係団体等への訪問等や多様な媒体の活用によるサービスの周知などが挙げられております。

四つ目に、権利、支援及び図書館の活用強化のポイントといたしましては、県市それぞれが役割分担をいたしました事業を挙げておりますが、特にここでは市のお話をしていきます。市の職員の調査支援能力等の向上を受けて、分館、分室、移動図書館が一体的に実施する、利用者のニーズに沿った市内全域サービスの拡充を行います。また、市内小中学校のニーズと実態に即したきめ細やかな資料提供と支援を行います。そのほか、商店街や宿泊施設等への団体貸出の実施に向けた検討を書いております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明をいたします。1枚目に戻っていただきまして、右の下の欄ですが、今後のスケジュール予定と書いております。7月に県議会の総務委員会でご説明を行いまして、続いて7月上旬から約1か月間、パブリックコメントの実施を行います。そして、

8月に本計画の推進委員会並びに図書館協議会で最終案をご提示いたしまして、9月に県市の議会委員会及び教育委員会に最終決定の報告を行いたいと考えております。以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

単純に知りたいだけですが、22ページで、ランガナタン博士の「図書館学の5法則」とあります。4項の「読者の時間を節約せよ」というのは、これはどういう意味ですか。ほかは何となく分かりますけど、これは何だろうと思ひまして、調べたら分かるのかもしれませんが、聞いてみようと思ひまして、ここにとりあえず付箋を貼ってきたという、またそのうち分かれば教えてください。

図書館・科学館担当参事

すみません。調べましてご報告させていただきます。

西森委員

それと、以前教えていただいた「図書館の自由に関する宣言」ですが、これは一応調べて持ってきました。前回の問題で言うと、「図書館は利用者の秘密を守る」という宣言があり、図書館の自由というのが読んでいるものすごく熱くて、私は、図書館というのはすごく物大人しい感じの人が静かに本を読んでいるイメージでしたけど、これを見ると戦う図書館というか、知ることの自由とか、学ぶことの自由とか、それを絶対侵させないという、ものすごく強い気概で臨んでいらっしゃるのだと勉強させていただきました。今回のサービス利用計画の中で、これでよしいのだと思いますけど、強いて言うならばというか、最後4の後に「サービス提供体制の強化・充実のための取組」という基盤整理の部分があります。「司書の専門性の向上」とか、その中に「接遇研修の継続的な実施」とか、要はここに自由に関する発想や、秘密を守るというようなことや、そういうことが入ってくるだろうと思います。

図書館・科学館担当参事

もちろんです。

西森委員

このサービス計画に書かれているのも、一個一個照らすと「図書館の自由に関する宣言」にあるような、「資料収集の自由を有する」だとか、その中で「国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない」とか、「資料提供の自由を有する」とか、あとは「秘密を守る」です。「図書館の自由が侵されるとき、我々は団結してあくまで自由を守る」と書いていて、本当に驚きますけど、すごいと思ひまして、どこかに「図書館の自由」というような言葉を入れることはないのだろうかと思ひました。頭のところで、あるいは最後の策定に当たってとか、あるいは最後の専門性の向上という、逆に細かいところでもいいですが、こういう素晴らしいサービスを多角的に行う中で、根幹にある魂というのはここにあるということで、どこかで少し触れられたらいいのではないかとちょっと思ったところです。お願いいたします。

図書館・科学館担当参事

図書館は戦前に、結構政治の方に傾いた時代がありましたので、そういった意味では、そういった国民の権利を守りたいというところで宣言がされておりますし、実際に私どもの中でも、警察関係者が来られて、いろいろ調べられるときに、来館をしたかどうかということについては、犯罪があるという場合には提供する場合がありますけど、一番はその人がどんな本を読んだかということは一切出せないということ。そうしないと思想心理が漏れてしまうということになります。

西森委員

そうですね。やっぱりそれぐらい図書館が強い気持ちで守ってくださるから、私たちも安心してこういうことを知りたいということをお伝えできるというか、そういう意味ではものすごく高度な

信頼関係で成り立っているということを、前回の事例を通じて勉強させていただきましたので、すみません、無理なことであれば結構です。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

この分厚い資料を短時間で説明しましたが、これについてはスケジュールの中で言いますと、7月にパブリックコメントを予定していますので、今でなくても、また後で何か気が付いたときに、パブコメではなく図書館の方に電話いただければ、そこはまた反映をさせるようにいたしますので、そういう形でよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

何かありましたら、また図書館の館長の方までご連絡をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第32号「第2期オーテピア高知図書館サービス計画（案）について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第484回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手元にお配りしております「令和3年6月市議会定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料をご覧ください。

教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は、補正予算議案2件と予算外議案1件です。

それでは、1の予算議案についてご説明いたします。まず、(1)「学校教育情報化システム管理費」1,400万円の内容といたしましては、本年度の少人数学級編成に伴い、普通教室等が増加したことによりまして、タブレット収納庫と電子黒板にそれぞれ不足が生じておりますことから、タブレット収納庫14台、電子黒板を11台整備するものです。また、教室配置の変更に伴い、移設が必要な3校について、タブレット収納庫の移設工事を行うものです。

次に、(2)「GIGAスクール構想推進事業費」1,300万円の内容といたしましては、GIGAタブレット端末で利用できるデジタルドリル教材のライセンスを購入するもので、購入数は、小中学校、義務教育学校、高知市教育委員会事務局を合わせた59ライセンスです。デジタルドリルは、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となるもので、コストにつきましても紙ドリルより安価となっております。詳細につきましては、資料集の方に添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2の予算外議案、(1)市第92号「タブレット端末（高知商業高等学校）購入契約の締結についての市長専決処分の承認議案」についてご説明いたします。資料集の2ページに「入札経過表」を添付しておりますので、併せてご覧ください。契約につきましては、令和3年4月6日に指名競争入札を実施し、市長専決により4月14日に株式会社エレパと49,955,400円で、タブレット

端末870台の物品購入契約を締結いたしました。契約業者は既にタブレット端末を確保しており、7月には生徒に配付できることとなっております。説明は、以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

質疑というほどでもないですが、入札経過の資料です。これはやっぱりこれだけ台数を揃えることが難しかったのだろうかと思ひまして、山のように辞退が出ておりますが、何か理由が推察されるものがありますか。

山本教育長

指名願いが出ているところから絞り込むということができなくて、指名願いがある業者に全てを出しました。おっしゃっていただいたように、870台という台数の確保ができる業者がこの2社しかいなかったということだと思います。今、GIGAスクールの関係で、タブレットがChrome、Windows、それからiPadを含めて、なかなか品薄になっているようですので、これだけの台数確保というのはなかなか難しいと聞いています。

西森委員

もう一点参考までに、物品調達ですが、これは一旦まず入札、売買というか、購買で落札できた場合に、その後のアフターなどが付いてくるということはあるでしょうか。

山本教育長

確か保険がセットになっています。言うならば壊れたときの保障です。商業高校は、かなり生徒さんが落としたりして壊れたりということがあるようですので、その際に送り返して直してもらうという、その保険を付けるのを一緒に、端末代と合わせて購入しております。

西森委員

そういうことですね。一般に物品調達と言葉は悪いですが、それ自体が狙いではないです。極端に言うと1円でもいいです。落としてしまえば、後は、その後の保守契約がずっと毎年100万円付いてくればペイできるという考えがあります。

山本教育長

昔、コンピューターでありましたね。

西森委員

これなどは比較的まともなというか、それでも1番、2番は開いていますけど。エレパさんが落としたら今の保険で、保険といっても結局保険会社が保険を出すだけで、実費の費用はサービスした業者に入ると思ひますので、そういう関係でもないのでしょうか。

山本教育長

保険代と機器代を含めて、4,900万円という形なので、こちらとしては、保険代全て3年間分を支払っていますので、あとは故障対応だけしていただくということです。実際入札は、機器代プラスその保障の保険代を合わせた金額で、相手方の入札をしてきたということになります。

西森委員

これを1回落としておけば、次からもお金が定期的に入ってくるというようなおいしさがあるのだろうかと思ひまして。

山本教育長

メンテナンス契約は全く結んでいないので、それはないです。

岩原教育次長

特に今回、GIGAのものは、学校に合わせて設定する作業を込みの形でやるようになっていまして、それも800台の基本設定の作業も込みで、それは業者の方でやらなければいけませんので、それもなかなか実際入札に参加したときに「800台設定できない」という業者も多数出てきました。

西森委員

利用している間に設定変更をしなければいけないという場面はないですか。

野並委員

そこは結局自分でやるのでしょうか。

岩原教育次長

それが必要になった場合は、個別に設定しなければいけない。基本的にはそののところに關しては、ネットワークの業者の方が入っていますので、そちらの方の設定で済むものがほとんどだと思います。機械そのものをいじらなければいけないということは余りないので。持ち帰って家のWi-Fiにつなぐというのは、個人でやってくださいという形です。

西森委員

分かりました。私の子供も、それこそiPadを使っていますが、度々前に見られたものが見られなくなったとか、これでまた先生が規制をかけてきたとか、その攻防をずっとやっているという先生、生徒がいて、1期生が見られたものが2期生は見られなくなったとか、そこら辺はオンラインで、全部規制がかかるのでしょうか。

山本教育長

そこは多分通信を監視しながら、サイトにより個別設定したりということはあるのではないかと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次に、「令和3年6月市議会個人質問概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

A4両面の資料で、「令和3年6月市議会個人質問概要（教育委員会関係）」と書かれた資料をご覧ください。

6月16日から21日までの期間で行われました6月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要について、簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員14人中7人の議員から、全部で28問の質問がありました。多かった質問といたしましては、「学校のトイレ改修工事」に關して6問、「校則と不登校」に關するものや「ヘルメットの着用推進」、「青少年教育」に關する質問が、それぞれ3問ありました。そのほかにも、「GIGAスクール構想推進事業」や「ヤングケアラー支援」に關する質問などがありました。詳細につきましては、後ほど資料の方をご覧くださいと思います。報告は以上です。

山本教育長

A4の裏表で質問の概要が入っていますけれども、個人の2番、共産党のはた議員から、これは共産党の3月の代表質問に引き続いての話ですけれども、ブラック校則ということに關して質問がありまして、ツーブロックを禁止している学校があるのではないかと、校則については、見直しを私の方から各学校に働きかけるべきではないかというような質問がありました。これについては高知市の校則自体はブラックなものではないということで、ただ、校則自体はそのときの状況変化に応じて、適切に見直されるべきものであるという形でお答えをさせていただいています。多分これについてはまだ引き続いて、例えば自由な服、このシャツの下に着る服などで、例えば透けて見えるものについては、学校の中でワンポイントに限るなどという決まりがありますので、この議員さんたちはそれ自体がおかしいとずっと言ってきていますので、多分ずっとすれ違いでこの質問は続く可能性があります。これについては教育委員会としても何らかの対策を取っておかないと、同じことの繰り返しでずっと続くので、実は学校教育課にいろいろお願いをしています。

例えば熊本市の事例で言うと、学校管理規則の見直しをして、校則については年1回子供たちと保護者から意見を聞いて、見直しの作業を年1回やりなさいということ熊本市が決めたというような話があります。そういう形も検討する必要があるのだろうかと思っていましたところ、実際高知市の学校の中でも、先ほどの城西中学校もそうですけど、生徒会の中でリボンをなくしてほしいとか、いろんな形で要望が出てきて、学校の中で子供たちの意見を聞きながら検討しているという事例がいくつか出てきました。場合によれば制服メーカーを呼んで、今の制服の状況などを生徒と一緒に学校も勉強しようというような動きがありますので、一定正常な形で動いているのではないかと思います。そういう取組も紹介していきながら、理解を求めていくしかないだろうと思っておりますけど、何らかのそういう形の適正な対応をいただいておりますけれども、やはり子供たちの意見が出た場合については、保護者を含めて学校の中で検討を、変えてくださいということではないので、あくまでも保護者、子供たちと話をしてくださいという通知を出そうかと思っております。

谷委員

生徒会や生徒の意見を聞くという、そういうことはすごく大事な視点だと思います。

例えば白のシャツの中に着るTシャツというか、どんな柄でもいいとなったときに、それで競います。ものすごく派手な、この世のものと思えないものを着て来て、騒いで授業よりもそれを見るという、そういう感じになったりしますので、中学校の先生たちは、そういうこと一つ一つがすごく大変ですので、そういうところとの兼ね合いというか、ブラックは絶対いけませんけど。

西森委員

本当にこれは難しいといつも思っています、明らかに問題なことが地毛証明書という、例えばいろんなご病気や投薬の関係で毛の色が違うのを黒でなければいけないというような、これは多分合理性がそれほど説明できないだろうと思っております。ですので、校則の中で何時までに帰らなければとか、門限などもありましたか。そういうのも世間ではありましたか。余りありませんでしたか。

谷委員

校則というそのものがこういう内容で、こうしなければならないということは全然ないです。

西森委員

校則は広く校則と、制服の問題と、頭髪の問題というか、全体として見るのと、パーツでいろいろ論点が違っていると思っています。制服なども、ではどうしたらいいのかというと、多分私服にするかです。ただ、私服にすると、それこそ経済格差がもろに出たり、毎日選ばなければいけないから大変だとかになるのであれば、一層統一しておいた方がご本人も楽ではないですかというような。ではどうしたいということがありまして、一旦制服というのを認めれば、あとは限りなく好みの問題になってきます。リボンがほしいとか、靴下は白、黒、紺でなければいけないとか、それは恐らくドレスコードというか、ファッションとしてはこれが美しいという、多分デザイナー的な発想でいうとこうなって、ここに赤の奇抜な靴下は本当におかしいのだから、それも含めて、食育ではないですが、生活様式を覚えるという意味で、教育の一環ですとか、何かこれはきちんと説明がつかなければいけないと思っています。その指針がないままに子供たちに聞いても、申し訳ないですが、子供たちがそういった発想を持っているかということ、そこまで持っていないのではないかという気もして、研究されている先生に、一回レクチャーをまとめて校長先生などが受けるなどして、議論の論点がどこにあるのかということ整理した方がいいのではないかと思います。されているかもしれませんが、そうでないと例えば、圧倒的に制服の安全性が危ないとか、この制服だと度々実は自転車に乗ると事故が起こりがちであるとか、雨の日などに困るなど。私も中学校はセーラー服でしたけど、防寒面ではすごく効率が悪くて、上からカーディガンを許してくれないと、本当に寒かったり、ご経験などはありませんか。ですから、ブレザーの方が合理的であると、

昨今で言うとズボンです。それは女性がズボンは構わないですが、何と云うのか、本当に言い出したら、好みの問題なのか、こうあるべき議論なのか、というところの論点がひたすら拡散していくので、一回どこかでまとめて論点整理をしておいた方がいいのではないかと思います。

谷委員

人権的な視点からは、絶対に子供の人権をやはり大事にしていかなければいけないということは根本的にあります。

山本教育長

学校というのは集団生活を学ぶ場でもあるわけなので、その中で言うと、当然権利はあるけれども、権利があるということは義務も発生する。その両面をしっかりと教えるところが学校だと思っていますので、やはりそこをしっかりと子供たちに分かっていただくということが大事です。ただ、いろいろ私も心配していましたが、城西中学校や南海中学校でやっていますけど、子供たちの方がいろいろ考えています。例えばリボンをなくす議論をする中でも、アンケートの結果を見ると、リボンをなくすのであれば完全になくしてもらわないと、例えば高校の面接に行ったときに、リボンをみんながしていれば、あの子は制服にルーズな子だと思われてしまうとか、いろんなことを子供たちは考えているわけです。制服を変えようとする、親に負担をかけられないというようなことで、子供の方で、生徒間の中で、議論自体をしている。また、生徒会の中で会員からは意見が出てくるけれども、執行部の方で議論を打ち切ろうというような形の子供たちもいまして、しっかり役員として考えているということもありました。

西森委員

何となくやっぱり管理教育が駄目というように、一律の型にはめるのが駄目というような、理念的なところでいうと、自由にしますかというような、それとも違いますということです。

谷委員

そうですね。バランスの問題です。偏ってしまうと、どちらにしてもいけません。

山本教育長

少し愛宕中学校の例を聞きましたけど、以前、愛宕中学校が制服を止めようということになりました。自由服登校に変えたらいいです。そうしたら、女の子たちは明日何を着よう、今はやりのものはこんなものだというのに、そればかりに労力を使って、結局子供たちがギブアップして、制服でいいですとなりました。

西森委員

そうですね。そうなると思います。確かに生徒さんはよく考えているでしょうし、ですので、行き着くところもある程度論点整理ができてい部分もあるだろうと思いますから、少しどこかで整理してもいいのではないかと思います。

谷委員

一つ構いませんか。このヤングケアラーの児童生徒の人数は実際どれぐらいいるのでしょうか。

山本教育長

数名という形でお答えいただいております。

溝淵教育次長

今回、調査して数名上がりましたが、実際の本来のヤングケアラーに値するかどうかということがありまして、家族の中で、なかなか家族を見ることで学校に来れないという、直接というのは本当に限られている、若干いたようには思いますが。家族のために学校に来れないとか、面倒を見るということが、義務教育のレベルでは今のところ、高校から上という議論になるのでしょうか。

谷委員

学校に行っている、家に帰ってきたら親の面倒を見なければいけないとか、実際私の学校でいきました。

溝渕教育次長

家族の中ではそういった役割分担というようなものがありますが、それが原因で学校に来れないとか、そういうところには至っていないのではないかと、いろいろ精神的にも追い詰められていると、それはやっぱりヤングケアラーになっていくわけですから、そこへ行き着くまでの家庭の状況などもしっかり捉えていかなければいけない。

谷委員

やっぱりそこは把握していきたい内容です。

山本教育長

不登校になっている子供さんの要因は、全ての学校で把握をしています。その中で家族の世話で、不登校というか出席が不安定になっている子供さんは一定把握ができていますので、その人数で数名という形でお答えをさせていただいています。ただ、新しい考え方というか、ヤングケアラーというのは言われていたことなので、先生方にしっかりその知識を、そういうような子供もいるという目で見えていただくということが大事なのではないかと思えます。不登校の要因というのは、本当に不登校対策を行う中で、しっかり家庭訪問もしながら個々の状況を学校は把握をしているので、そのときには、言うならば学校だけでは当然解決が付かない話なので、スクールソーシャルワーカーなど、そういう人を通じて、工夫してつないでいくというようなことは大事なことだと思えますので、そういうような形の対応をしますということで、お答えをさせていただきました。

森田委員

二つありまして、一つ、私が知っている例ですが、ヤングケアラーというのもスポット的なケアラー、例えばシングルマザーで子供が二人いて、下の弟が熱を出したけど、私が仕事に行かなければクビになるかもしれないから、お姉ちゃんを休ませる、実際にちょっとそういうことはあると聞いたことがあります。スポット的な、やっぱりそういうことは長い目で家庭訪問をすることなどでまた見えてくる、総合的に見ていく必要があるのではないかと思えます。

もう一つは、これは24番などにありますけど、生理用品は困ったら取りに行けるということを、子供たちは周知というか分かっていますか。

山本教育長

保健室にあるということは、多分子供たちは知っていると思えます。今回は誰でも取れるように、女子トイレの中へ生理用品を置いてくださいというような形、国の方で配りますということも言われていますので。ただ、衛生的な面の問題ともしそうしたときに、困っている子供さんを学校が把握できないのではないかとということがありまして、保健室の中で忘れて来た理由や持ってきていない理由をしっかりと聞いた上でケアをして、場合によれば一個一個ではなく、来たときに袋ごと渡すというようなことをしながら、あとはその情報は学級担任を含めてケアをしていながら、家庭の中に困窮原因があるのではないかとということ、学校としても知る必要があるだろうと思えます。対処療法で余りトイレに置くというのは、ちょっと今の段階では、高知市としては考えていないところですが、それと後、返してくださいということを言っているところがあると思うので、そこについて後追いはしてないですが、そこについてもちょっと相手の状況によって、全員にその発言をする必要がないだろうと思っています。

森田委員

取りに来るということは、ある意味一つのSOSという。

西森委員

ヤングケアラーのところをもう一回確認していいですか。これは不登校になるということは、定義のうちに入っているのですか。

山本教育長

入っていないです。

溝渕教育次長

細かく聞いたときに、ここで多分上がってきたカウントが高校の方であったと、義務の方ではそこに価するような返信はなかったと、反応は少なかったと聞いています。

山本教育長

そういうケアをしていけば、登校状態がどうしても不安定になるだろうというところで、高知市の場合、不登校の中で一定のそういった兆候が見られる子供さんについては聞き取りをしているというところですが、登校状態がしっかりしていてヤングケアラーということは、絶対ないかと言われるとそういうことはないでしょうけど、やっぱりどうしても登校状態には影響してくるのではないかと思います。

西森委員

物語に出てくるような、学校でも頑張っている、家に帰ったら「さあ」と言ってエプロンを締め直して、何なら保育園に子供がいて、小さい弟か妹がいて、お母さんのお薬を調達しながらとか、夜遅くまでずっと皿洗いだ何だかんだして、勉強する時間なんてないけど、何とか登校は守っているというのが、ある種の見えにくいヤングケアラーなのだろうと思っていまして、そうなると学業や少年時代に過ごすべき思春期、青春期というのは全部奪われているし、恐らく進路保障という意味でも、親を置いて大学に行くなんて考えられない、近いところで就職するしかない、自分の中で決めているのだろうということが、ヤングケアラーの隠れた問題というような認識でした。これはなかなか把握が難しいでしょうけど、来なければ一層SOSで把握できますけどということでしょう。ですが、そういう人が皆無かと言われると。

谷委員

いると思えますけど、確かにやっぱり把握しにくい面があります。本人が言わなかったりするとなかなか。

西森委員

昔の家業を手伝ったのとどう違うのかというと、本人自身はそれが当たり前だと思ってしまうと、言葉は悪いですが、余り被害者意識はないかもしれないですし、この共産党の委員さんが言っているヤングケアラーの認識が、もし仮に万が一ずれていたら、市として把握が不十分なのではないかという変な掛け違いも発生しないとは限らないと思うので、きっと非常に対応も様々でしょうという認識の下、ちょっと調整をどこかでしておかないと、変なところで行き違いというか、分かってないと言われたら腹が立つという感じがしました。

山本教育長

学校の中で把握できる部分は、どうしても限られてきます。家庭訪問などもありますので、そういう中で先生方がアンテナを高くして、ただ見るのではなく、なぜかというような目でいけば分かるところもあるのかもしれませんが、なかなか全てを学校で解決できるわけではないところはあるので。ただ、何らかの出現があったときには、しっかりそれを把握できる体制がある学校なのかという、余り全て抱え込んでしまうと、先生方が本当に大変なのではないかという思いもありまして、今はそういうところまでということやっていかないと、全てまた背負わされる形に先生がなってしまうと大変だということが思いとしてはあります。やはり学校だけではとても解決が付かない話ですので、ネットワークをしっかりと取りながら対応していく必要があると思っています。

実はここに議題がないですけれども、ワクチン接種に関して、結構市議会の中で質問が出ていました。その中で子供たちへのワクチン接種、一時は国の方が学校の集団接種というような形で言っていましたけど、文科省の方は、それについて集団接種は好ましくないという形で話をしていますけれども、これをお配りしたのは、相馬市の市長さん、立谷さんという市長会の会長さんがドクターのようでして、相馬市の方では中学生を対象とした集団接種を、会場を別途に構えて行うということで、市長の方も相馬市からデータをもらって、高知市についてもこういう形の集団接種につ

いて、実施するという事ではないけれども、しっかり教育委員会として議論をしておくべきではないかと、専門家の意見も聞きながらと言われていますので、ちょっと急な形ですけども、ご意見をお伺いしたいと思います。野並先生の方にも、この場ではなくても、またちょっと医師会の方でもご相談をさせていただかなければいけないのではないかと考えていまして、市長の方は、できれば学校医であるとか、小児科の先生などから意見を聞いておいた方がいいのではないかとということも言われていますので、すみません、急でありますけれども、お話をさせていただきたいというところです。

学校での集団接種は、誰が受けた、誰が受けないということで、あなたは受けていないからというようにないじめにつながるというところもありまして、相馬市の方は学校単位ではなく、集団接種の会場で申込があった親御さんと一緒に来て接種をするということで、それと、申込があったことは学校別ではなく、あいうえお順で時間を決めて、誰が受けたかということは絶対分からないということではないですけども、学校別で把握をしづらい形で行う、消防などにも協力をしてもらい、経過観察室ではドクタープラス救急救命士を配置して、すぐに病院に搬送できる体制ということで、万全な形というか、今の中で言うと、これ以上の対応はなかなかできないだろうというぐらいのところまで考えられた形になっています。ただ、やはり今接種が始まったとしても、子供たちがもし受けに行くとしたら、学校を休んでになってしまうと、あの子は接種を受けに行ったということは、ほかの子に分かるので、それを考えたときには相馬市のやり方は一つの方法なのではないかというところはありますけど、実際親御さんにアンケートを取ったときに、12歳の子供さんの親御さんが何人希望するのかということ、全く分からないところもありますので、特に若い人ほど接種率がどうなのかということもあるようですので、新たなワクチンということで、従来型のワクチンとは違う遺伝子操作をしたワクチンというところでの不安というようなところも、これはどうでしょう。

野並委員

先週の金曜日の高知新聞、三原村で中学生の対象が始まったという、あのとき20人ぐらいが応募しましたという、三原村はすごく進んでいて高齢者も終わり、いろんなところが終わっている。こうやって郡部の方が物があるものですから、それを有効活用していくということで、早い段階で、相馬市の例えばこういうものは別に特別なものではないです。この体制でどこでも行っているもので、結局、国は余り症例がないので先に取りたくないということがまずありまして、ある程度どこかで進んでいけば、問題がなければどんどんという形になるのではないかと思います。小児科の先生方も様々で、そういうケースを夏休み云々ということでの話は医師会の中でも出ていますので、まずは小児科の先生方のご意見を伺いながら、ただ、とにかくワクチンがどうも足りないのが現状です。どこまで行けるかという、ファイザーも徐々に高知に入ってきたのが少し先が見えてきて、それからモデルナも、とにかくまだ集団の許可が下りてないようです。高知市がこれから60歳辺りをする上でのモデルナは確保できたと昨日おっしゃっていましたが、県が高知新港でやる分がまだまだ分からないという。

山本教育長

警察と学校の教員で行うというようなことで、あれは非常にこちらとして有り難いと思っており、夏休み中なので先生方も仮に発熱したとしても子供たちに影響せずにはいけます。

野並委員

かえってファイザーの方で、高知市の方で実施する方が早いのかもかもしれませんが、近日中に、それこそ今日、情報の確認がされます。結局、医師会の打ち手の方などの確保をしななければいけないので、とにかくどれぐらい入るのですかということが一番の、今日はちょっとそういう会合を持つと医師会の事務員が言っていました。そういうことを踏まえていないと、この話の議論ができない。

山本教育長

そうですね。ただ、一般の接種がまだきちんとできていない中で、子供たちの体制を組めるかといったときに、ワクチンもそうですし、打ち手の確保で見ると、教育委員会から先行して行うということは、やはり健康福祉部と話をしながら行っていくかというところが難しいところがあると思っていますので、当然調整をしながらということはあると思います。

谷委員

中学校でそうするという事は、あなたはするかしないか、した、しない、そういう話はクラス中で出てくる。そうなったときに、本人が不安で受けたくない子もいれば、保護者があんなものを受けてはいけなないと、自分は友達と一緒に受けたくてもいけないという状況の子供もいます。又はアレルギーで受けられない子供はアレルギーだからと説明は付きますけど、何かその微妙な位置に置かれる子供が少数かも分かりませんが。そこをどう救っていくかということもありますし、これは全体でどこかでやりますということ、ちょっと慎重に考える面がないといけなことはないかと、私の思いとするならばそういう気がします。

山本教育長

ただ、一般接種になったときに、学校を休んで行くのも、僕はワクチンを今から打ちに行くという会話など、そういうことも想定されますので、なかなか難しい問題だと思います。

谷委員

何かお医者さんも接種しないお医者さんが大分いると聞きましたけど、そうですか。

野並委員

個人の自由ですので。

谷委員

ですので、少数であれ、生徒が嫌な思いをするようなことがないように、実施するとしてもそれが前提条件です。そういう思いがしますが、一斉に行いたいという気もします。

山本教育長

これから後、いろんな自治体がいろんな接種の方法を出してくると思うので、学校での集団接種はなくなりましたけれども、それぞれの自治体の中でいろんな対応策がまた求められてくる場所もあるだろうということで、少しご紹介だけさせていただいて、また、医師会の方へ個別で相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

西森委員

一点だけ、接種で休んだ場合は自己都合休業ですか。

山本教育長

学校を休んだ場合ということですか。

学校教育課長

出席停止扱いです。

西森委員

接種に行ってくるよと言えば出席停止。承知しました。ありがとうございます。

山本教育長

それでは、報告の方を終わります。

報告事項の3件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 5 時10分

署 名

教育長 _____

4 番委員 _____